

やんばる河川・海岸自然再生協議会解散の経緯について

1. 解散経緯

当協議会は、平成15年に施行された自然再生推進法に基づき、リュウキュウアユの復元に取り組んできた団体及び河川海岸管理者が中心となり、沖縄本島北部地域の河川・海岸環境の自然再生を図るため自然再生推進法に基づく協議会として設立した。

各委員の基本的な考え方（自然再生の対象及び保全の考え）について意見の相違があり、2年余の時間をかけて本協議会の目的及び内容を説明したが、協議会としての合意を得ることができなかった。この様な状況に対して地元の委員を中心に、協議会からの脱会または、協議会解散の意見が多く出され、協議会の継続が不可能な状況となり協議会の合意として解散するに至った。

参 考

1. 発意者（実施者）

- ①リュウキュウアユを蘇生させる会
- ②沖縄県（河川管理者、海岸管理者）
- ③沖縄総合事務局（河川管理者）

2. 構 成

①組織構成

- ・自然再生協議会 : 構成は下記のとおり（66人）
- ・分科会 : 源河川、与那川、奥川、海岸、流域、啓発活動・環境学習
- ・起草委員会 : 全体構想(案)を作成する

②委員構成

- ・実施者 : 4人（4機関）
- ・関係行政機関 : 16人（国の機関6、県の機関6、地元市町村4）
- ・NPO団体等 : 23人（NPO法人、環境団体、営利法人等23団体）
- ・個人委員 : 23人 【計66人】

3. 協議経緯

- ①平成16年2月発意者による設立準備会を経て委員を公募、同年6月沖縄本島北部地域（やんばる）の河川・海岸の再生を図るため、自然再生推進法に基づく協議会として設立。
- ②個別課題毎に協議を行うため、平成17年5月に分科会を設置。（6分科会）
- ③全体構想（案）については協議会委員の意見を反映させるため、各分科会の代表及び行政委員からなる全体構想起草委員会を平成18年2月に設置し、精力的に全体構想（案）の作成作業を実施。
- ④第8回から第10回協議会において、起草委員会で作成した全体構想(案)に基づき協議を行うが基本的な考え方で意見の相違があり合意は得られなかった。このような状況に対し地元委員を中心として、本協議会脱会の意思表示、解散動議の提案が相次ぎ協議会における継続協議が不可能な状態となり協議会の合意として本協議会を解散することとなった。